

最終処分関係閣僚会議の開催について

平成25年12月13日
閣議口頭了解
令和5年2月10日
一部改正

1. 高レベル放射性廃棄物の最終処分の問題について、将来世代に負担を先送りせず、関係行政機関の緊密な連携の下、これを総合的に検討することを目的として、最終処分関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）及び内閣官房長官とする。
会議には、必要に応じ、その他関係者の出席を求めることができる。
3. 会議は、内閣官房長官が主宰する。
4. 会議の庶務は、経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。